

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からちいさな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場ではなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。児童の「居場所づくり」、児童同士の「絆づくり」を進めていく中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめの定義（「安城市いじめ防止基本方針」に準ずる）

「いじめ」とは、当該の児童生徒と何らかの関わりのある他の児童生徒（※1）が、心理的又は物理的な影響（※2）を与える行為であって、対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの（※3）をいう。

- ※1 同じ学級や友人のみならず他学年・塾・校外諸活動・他校児童生徒も該当する
 - ※2 心理的影響 精神的に何らかの問題を抱える場合
物理的影響 金品の要求・物を隠されるなど該当児童が困ること
嫌がる行為を無理やりさせること
 - ※3 表面的・形式的に判断せず、いじめられた児童生徒の立場に立ってよく見極める
単に謝罪をもって、安易に「解消」することはできない
例 ・本当は苦痛であっても、本人がそれを否定する場合は、本人の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認して判断する。
・外見的にはけんかのように見えても、見えないところで被害が発生している場合があるので、背景にある状況調査を行い、本人の感じる被害性に着目して判断する。
・インターネットでの悪口について、本人が知らずにいる為心身の苦痛を感じていない場合も、加害行為を行った児童については、適切に指導する。
- ※好意から行った行為が、相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合も、「いじめ」に該当する。「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味して対応する。ただし、この場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を、法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有する。

2 いじめ防止対策組織

梨の里小学校では「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめの小さな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主任、養護教諭等で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。

（1）「いじめ・不登校対策委員会」の設置とその役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・いじめアンケート・学校評価アンケートや児童観察等からいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」を周知し、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のある対応ができていないか実施結果を絶えず検証・評価し、改善を図っていく。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・学校だより等を通して、随時いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。
- ・学校のホームページに学校いじめ防止基本方針を掲載し、内容を容易に確認できるようにする。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案についての正確な情報を全職員が周知し、指導方針、支援体制についての共通理解を図る。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。

オ いじめの解消の判断

- ・いじめの解消について、①いじめに係る行為の状態が相当の期間（少なくとも3か月が目安）止んでいること、②被害者が心身の苦痛を感じていないことの2つの要件が満たされている場合、「解消している」とする。ただし、必要に応じて、他の条件も勘案して判断する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士が互いに関わりながら学び合う中で、楽しくわかる授業づくりに努める。
- イ 互いに認め合い、共に成長していく温かな学級づくりを工夫し、児童の居場所がある学級づくりに努める。
- ウ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む。
- エ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- オ 情報モラル教育を推進し、児童がインターネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- カ 障害のある児童については、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行い、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
- キ 外国籍児童については、言語や文化の差からいじめにつながらないように、教職員、児童、保護者などの外国籍児童に対する理解を促し、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 児童観察、日記、連絡帳などから児童理解を進めるとともに、養護教諭との連絡を密にし、普段から児童の変化を見逃さないように努める
- イ いじめアンケート（年3回）や個別相談（年3回）を定期的実施し、児童の小さなサインを受け止められるようにする。
- ウ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

エ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら、学年主任・生徒指導主任を中心にして迅速に対応する。重大な事案は「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 加害児童には、保護者の協力を得ながら個別に指導を行い、いじめの非に気づかせるとともに被害児童への謝罪の気持ちを醸成させる指導に努める。
- オ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- カ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- キ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 重大事態については、事実関係が確定した段階で対応するのではなく、「疑い」が生じた段階で重大事態として調査を開始する。
- (3) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (4) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

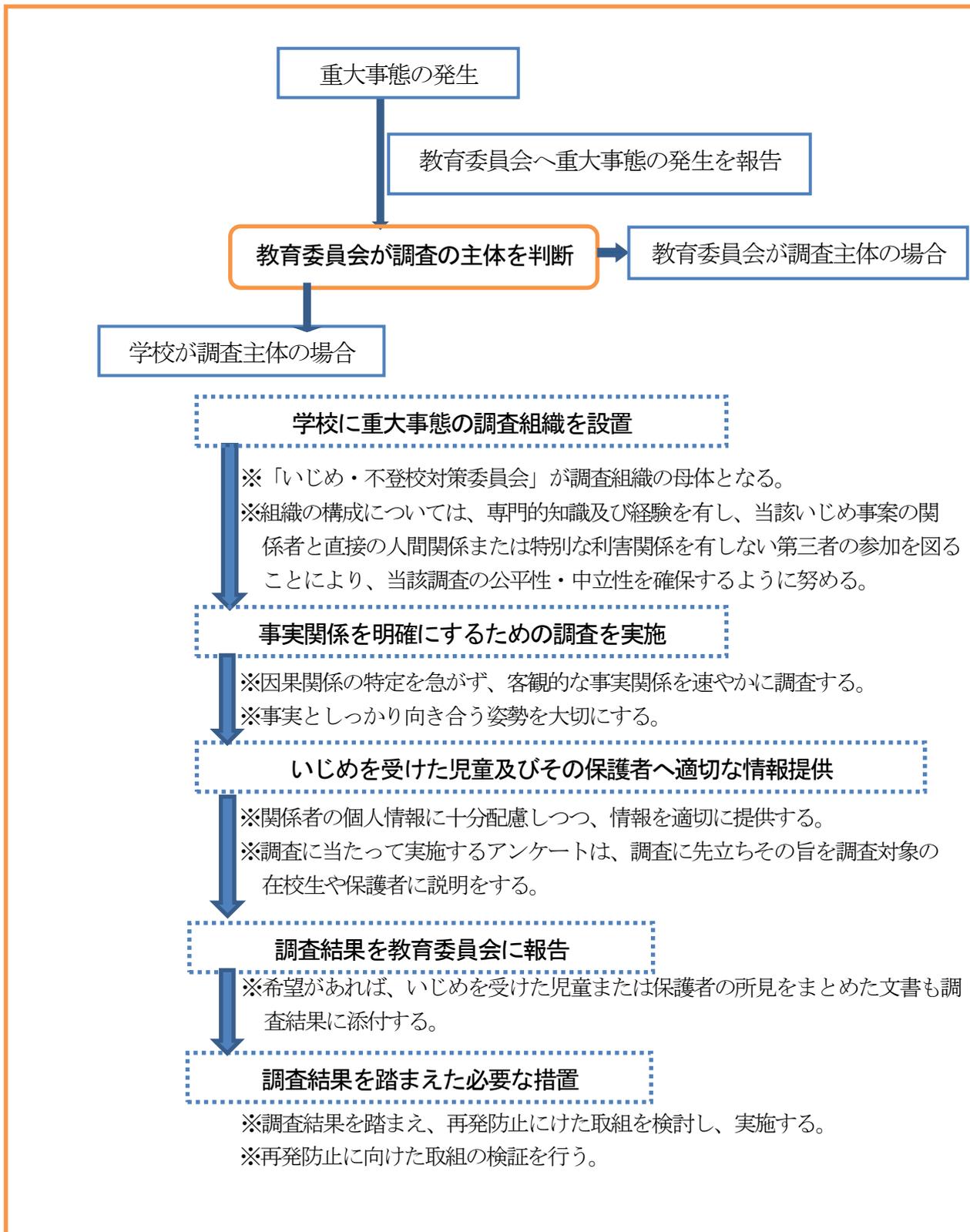
5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に2回実施（7月、12月）し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の評価・改善を行う。

6 その他

- (1) 家庭・地域との連携
 - ・PTA と実質的な連絡・協議の場を確保し、積極的に連携を図り、学校の取組をより有効なものにする。
 - ・梨の里小学校区健全育成会・ふれあいネット事業を通して、地域の理解と協力を得て、対策を推進する。
- (2) 関係機関との連携
 - 必要に応じて、安城警察・安城市教育センターふれあい相談・刈谷市児童相談センターなど関係機関と適切な連携をとり対応を進める。
- (3) いじめ防止に関する事例研修を実施し、教職員の資質向上に努める。
- (4) 「学校いじめ基本方針」はホームページに掲載する。
- (5) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】



<参考資料 取組の年間計画例>

	いじめ・不登校対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P ○「学校いじめ防止基本方針」の内容の周知 ○生徒指導全体会にて配慮の必要な指導についての共通理解	○校内特別支援委員会・外国籍児童対策委員会にて支援の必要な児童についての共通理解 ○学級開き、学年開き ○保健指導（心と体の成長）	○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○身体測定	○「学校いじめ防止基本方針」の周知
5月	D ○「児童理解と学級づくり」	○人権標語募集 ○ふれあいネット（新入生歓迎会）		○教育相談（希望者）
6月	○「いじめアンケート①」結果の共有・検証	○情報モラル指導 ○すこやか会議	○「いじめアンケート①」 ○「QUアンケート①」 ○個別相談週間	○授業参観 ○青少年健全育成会
7月	C	○教職員への「学校評価アンケート①」	○「QUアンケート①」結果の分析・2学期手だての検討 ○児童への「学校評価アンケート①」	○個別懇談会 ○保護者への「学校評価アンケート①」
8月	A ○「学校評価アンケート①」結果の分析・検証			○校外指導
9月	P		○身体測定	○授業参観・夏休み作品展
10月	D	○ふれあいネット（いじめ防止につながるテーマで）		○青少年健全育成会
11月	○「いじめアンケート②」結果の共有・検証	○ふれあいネット（異学年交流）	○「いじめアンケート②」 ○「QUアンケート②」 ○個別相談週間	
12月	C A P D	○人権週間（講話） ○教職員・児童への「学校評価アンケート②」	○「QUアンケート②」結果の分析・3学期手だての検討 ○児童への「学校評価アンケート①」	○個別懇談会 ○保護者への「学校評価アンケート②」
1月	○「学校評価アンケート②」結果の分析・検証 ○「いじめアンケート③」結果の共有・検証	○保健指導（命の大切さ） ○全教職員による「学校評価アンケート②」結果の検証	○身体測定 ○「いじめアンケート③」 ○個別相談週間	
2月	C	○すこやか会議		○授業参観・梨っ子作品展 ○ありがとうの会
3月	A			
通年	校内のいじめに関する情報の収集・対応策の検討 →全教職員での情報共有・生徒指導部会での対応策検討【毎月】	○道徳教育の充実 ○体験活動の充実 ○関わり合いを大切にしながら学級づくり ○分かる授業の充実 ○児童観察	○健康観察の実施 ○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる相談 ○児童観察	○安全安心ボランティアによる見守り活動 ○PTAによる「はなまるあいさつ運動」